

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるため、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から45年3月まで

私は、自分の国民年金収納記録を確認したところ、昭和44年11月から45年3月までの保険料については、44年11月1日付けの国民年金資格喪失により還付され未納になっているとの回答をもらった。

しかし、私は国民年金保険料の還付については一切記憶が無く、昭和45年4月1日にA事業所で厚生年金保険に加入しているのに、それより前の44年11月に国民年金資格を喪失し、同月から45年3月までの期間について還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す検認印が押されており、申立人が当時居住していたB町においても、申立期間の保険料が納付されたことを示す記録が残されており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、B町から転居したC市の国民年金被保険者名簿では、申立人が昭和46年11月に、44年11月にさかのぼり国民年金被保険者資格を喪失し、申立期間を含む44年11月から45年12月までの国民年金保険料の還付請求がなされた記録が確認できる。

しかしながら、申立期間については、申立人がA事業所の正社員ではなかったために厚生年金保険に加入していなかったことが、同事業所保管の関係文書から推察されることから、申立期間は引き続き国民年金の強制加入被保険者となるべき期間であり、申立期間の国民年金保険料が還付される以前は納付済期間であったことから、過誤により還付されたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月から50年3月まで

私は、社会保険事務所に、現在所持している領収書納付済期間の昭和47年7月から50年3月までの分の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間については、保険料納付の時効経過後に納付されていて、保険料還付決定を行っているとの回答をもらったが、申立期間当時生活が苦しく、見かねた友人が用立ててくれた15万円の中から夫婦2人分を納付したもので、還付されたのならば記憶にあるはずであるが、還付された記憶が無く、当該期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す納付書・領収証書を所持しており、当該納付書・領収証書に記載された金額から、申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料を第2回目の特例納付により納付した場合の相当額及び48年4月から50年3月までの国民年金保険料を過年度納付により納付した場合の相当額を納付した事実が確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年6月に払い出されていることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当該納付書・領収証書も同時期に作成されたものと考えられるが、その当時は特例納付の実施期間ではないとともに、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であることから、誤った事務処理により当該納付書・領収証書は作成されたものと認められる。

さらに、誤った事務処理により納付書・領収証書が作成されていることに加え、申立人は、申立期間当時生活が苦しく、見かねた友人が用立ててくれた15万円の中から夫婦2人分を納付したもので、還付されたのならば記憶にあるはずであるが、還付された記憶が無いと申し立てており、申立人の主張に不

自然な点は無く、申立人に申立期間の国民年金保険料は還付されておらず、長期間国庫歳入金として扱われていたものと考えるのが相当である。

誤った事務処理により納付書・領収証書を作成し、国民年金保険料相当額を収納しておきながら、特例納付の実施期間外に納付されていること及び時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年7月から50年3月まで

私は、社会保険事務所に、現在所持している領収書納付済期間の昭和47年7月から50年3月までの分の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間については、保険料納付の時効経過後に納付されていて、保険料還付決定を行っているとの回答をもらったが、申立期間当時生活が苦しく、見かねた友人が用立ててくれた15万円の中から夫婦2人分を納付したもので、還付されたのならば記憶にあるはずであるが、還付された記憶が無く、当該期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す納付書・領収証書を所持しており、当該納付書・領収証書に記載された金額から、申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料を第2回目の特例納付により納付した場合の相当額及び48年4月から50年3月までの国民年金保険料を過年度納付により納付した場合の相当額を納付した事実が確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年6月に払い出されていることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認され、当該納付書・領収証書も同時期に作成されたものと考えられるが、その当時は特例納付の実施期間ではないとともに、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であることから、誤った事務処理により当該納付書・領収証書は作成されたものと認められる。

さらに、誤った事務処理により納付書・領収証書が作成されていることに加え、申立人は、申立期間当時生活が苦しく、見かねた友人が用立ててくれた15万円の中から夫婦2人分を納付したもので、還付されたのならば記憶にあるはずであるが、還付された記憶が無いと申し立てており、申立人の主張に不

自然な点は無く、申立人に申立期間の国民年金保険料は還付されておらず、長期間国庫歳入金として扱われていたものと考えるのが相当である。

誤った事務処理により納付書・領収証書を作成し、国民年金保険料相当額を収納しておきながら、特例納付の実施期間外に納付されていること及び時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年1月まで
平成8年2月か同年3月に8年度の免除申請を市役所で提出して受理されたが、同年4月から9年1月までの国民年金保険料が免除されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達し、国民年金の加入手続を行った平成7年10月1日に7年度の国民年金保険料の免除申請を行い承認されていることが、社会保険庁の記録から確認できるとともに、当時同居していた申立人の姉の国民年金保険料の7年度及び8年度についても免除が承認されていることが確認できることから、申立人の8年度の免除についても市役所窓口で申請し受理されたものと考えられ、申立期間が未納とされていることは不自然である。

また、申立期間とその前後において、家族の所得が特段増加した事情は見当たらず、未納通知や納付書が送られてきた記憶も無いとしていることから免除申請が却下されたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年5月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月14日から同年10月1日まで

A社に入社以来継続して勤務していたが、年金記録を確認したところ、昭和47年5月14日に被保険者資格を喪失した後、同年10月1日に同社本社において資格取得となっている。

しかし、入社以来、当該期間も含めて継続的にA社に勤務しているため、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が発行した申立人に係る社歴台帳の写し及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立てに係る事業所に申立期間を含む昭和39年12月3日から平成13年5月31日まで継続して勤務し(47年5月1日にA社X支局から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管している厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書(昭和47年10月1日付け)の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったか否かについては不明としているが、事業主が保管している厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書により申立人の資格取得日が昭和47年10月1日であることが確認できる。このことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から9月までの5か月分の保険料について納入の

告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

沖縄国民年金 事案 187

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から53年3月まで

私は、社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和48年1月から53年3月までの納付記録は確認できなかったとの回答をもらったが、当時は母親が市役所内の金融機関で納付していたと思うので未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立期間当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとされる申立人の母親は既に亡くなっており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和55年11月以降と推認できることから、その時点では申立期間は時効により納付することができない期間であり、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 18 日から 60 年 1 月 20 日まで
私は、昭和 59 年 8 月 18 日から 60 年 1 月 20 日まで A 事業所で勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所から申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとされた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無いほか、A 事業所に係る雇用保険の加入記録も無い。

また、A 事業所で使用されていたとする昭和 59 年 12 月の「生産日報」を申立人が所持していることから、申立人が申立期間の一部期間において同事業所に勤務していたことは推認できるが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは 60 年 2 月 1 日であることから、申立人が同事業所に勤務していたとする申立期間について同事業所は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、社会保険庁が保管している A 事業所の厚生年金保険被保険者名簿をみると、被保険者全員が昭和 60 年 2 月 1 日以降に厚生年金保険に加入していることが確認でき同名簿において申立人の名前は無い。

加えて、申立期間について、申立人は国民年金及び国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 167 (事案 93 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 11 日から 5 年 5 月 5 日まで
私は、申立期間について A 社で勤務していたが、厚生年金保険の記録が無く
いとされた。会社が営業していた新たな資料として、法人登記簿や輸出入通
関手続委任状及び B 国の資源発展局の輸出許可証を提出するので、当該期間
について厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険の適用事業所ではなく、また申立人は、当該事業所の代表者であり、厚生年金保険に係る届出事務の権限を有していたとして、当委員会において、平成 20 年 9 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立内容を証明する資料として新たに法人登記簿、輸出入通関手続委任状及び B 国の資源発展局の輸出許可証を提出したが、法人登記簿、輸出入通関手続委任状及び B 国の資源発展局の輸出許可証では保険料納付を示す記載は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、A 社の代表取締役である申立人は、同社における届出等に関する権限を有しており、自ら社印等を管理していたとしていることから、同社における社会保険業務全般への影響力が無いと言えない状態であったと言わざるを得ない。このため、仮に申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたとしても、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付等に関する法律（平成 19 年 12 月 19 日法律第 131 号）第 1 条第 1 項但書の規定により、「当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については厚生年金保険被保険者として記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで

私は、自ら代表取締役として勤務したX社退職後、A社の社長に誘われて、同社に入社した。申立期間について、A社の厚生年金保険の加入記録が無いので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社の同僚の証言から申立人が同社で勤務していたことは確認できるが、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料は無い。

また、申立人のA社における勤務期間及び厚生年金保険料の控除についての記憶は曖昧である。

さらに、申立人が挙げるA社の同僚には、申立期間当時、同社の厚生年金保険に加入していない者もいる。

加えて、A社における申立期間を含む昭和48年5月から51年12月までの厚生年金保険被保険者の資格取得状況を調査したところ、被保険者の整理番号は欠番無く連続しており、申立人が厚生年金保険被保険者となっていた事実が確認できない。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月から 44 年 4 月まで

私は、昭和 43 年 10 月から 44 年 4 月まで県外 A 社に勤務していたが、社会保険事務所から申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとされた。勤務していたことは間違い無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無いほか、A 社に係る雇用保険の加入記録も無い。

また、社会保険事務所が保管している A 社の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号は欠番無く連続しており申立人の名前は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管している昭和 43 年 10 月から 44 年 4 月までの厚生年金保険被保険者記号番号払出簿を確認したが申立人の名前は見当たらない。

加えて、同僚の証言から申立人は同僚と同じ A 社の寮に居住し同社で勤務していたとしており、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、同僚は申立人の同社での勤務期間は不明としている。また、申立期間当時の社会保険事務担当者によると「A 社の運転手は短期間勤務者が多く、本人からの申し出が無い場合、厚生年金保険に加入させていなかった。」としている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。